

青森公立大学特別聴講学生規程

平成21年4月1日
規程第111号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第43条及び青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号)第45条の規定に基づき、特別聴講学生について必要な事項を定めるものとする。

(入学許可)

第2条 学長は、他の大学、短期大学又は大学院(以下「他の大学等」という。)の学生で、青森公立大学(以下「本学」という。)において授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない限り、特別聴講学生として入学を許可することができる。ただし、入学を許可する期間は、2学期を限度とする。

(入学資格)

第3条 特別聴講学生として入学できる者は、本学と協議が整えられている他の大学等の学長が推薦する学生とする。

(入学時期)

第4条 特別聴講学生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(履修期間)

第5条 特別聴講学生の履修期間は、入学を許可された科目の開講期間とする。

(出願書類)

第6条 特別聴講学生として入学しようとする者は、所定の書類により願い出なければならない。

(授業料)

第7条 特別聴講学生として入学を許可された者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(単位数)

第8条 特別聴講学生に対し、単位を付与するものとし、かつ、履修できる単位数は、本学の学部への入学の場合は30単位を、本学の大学院への入学の場合は10単位を限度とする。

(準用)

第9条 本学の学則その他の規程中、学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。